

町県民税(所得税・復興特別所得税)申告は正しくお早めに！

町県民税の申告

町県民税の申告書を送付しました

昨年の申告実績をもとに、町県民税の申告書を1月下旬に送付しました。送付されていない方で申告が必要になった場合は、税務課や申告会場に用意しています。

町県民税の申告書が送付された方で平成25年中に所得がなかった方は、その旨を申告書の備考欄に記入し、提出してください。

町県民税申告が必要な方

平成26年1月1日現在、松伏町に住所があり、次のいずれかに該当する方。ただし、所得税・復興特別所得税の確定申告をする方は、町県民税申告は必要ありません。

- ▶ 事業所得(営業等・農業)、不動産所得、雑所得(公的年金など以外)、一時所得のあった方
- ▶ 給与を2か所以上から受けている方
- ▶ 平成25年中に退職し、年末調整が済んでいない方
- ▶ 給与所得のみの方で、
 - ・勤め先から給与支払報告書が町に提出されていない方
 - ・日雇・アルバイト・事業専従者などで所得税の源泉徴収を受けなかった方
 - ・医療費控除などを受ける方
- ▶ 源泉徴収票に記載された各種控除を変更される方(控除の追加・訂正など)
- ▶ 給与所得の他に給与所得以外の所得があった方
- ▶ 松伏町内に事務所・事業所・店舗・家屋敷などのある方で、町内に住所のない方
- ▶ 遺族年金・障害年金・失業給付などの非課税収入のみの方
- ▶ 所得がない方で、
 - ・どなたの扶養にもなっていない方
 - ・別世帯の方に扶養されている方

町県民税申告に必要なもの

- ▶ 印かん
- ▶ 給与所得者は、平成25年分の源泉徴収票(コピー不可)又は支払証明書
- ▶ 事業所得(営業等・農業)、不動産所得者は、収支のわかる帳簿など(収支内訳書は事前に作成してください。未作成の場合は、受付できません。)
- ▶ 年金所得者は、平成25年分の源泉徴収票(コピー不可)
- ▶ 社会保険料(国民健康保険、国民年金、介護保険)、生命保険料、地震保険料などの支払証明書
- ▶ 障害者控除を受けられる方は、障害者手帳など(65歳以上で寝たきり状態にある方も、あらかじめ町の認定を受けることにより、障害者控除を受けることができます。)
- ▶ 勤労学生控除を受けられる方は、学生証など
- ▶ 医療費控除等を受けられる方は、病院の領収書など(個人別・病院別で集計してください。)

申告期限 平成26年3月17日(月)

町県民税(所得税・復興特別所得税)申告受付日程

■受付時間

【役場会場】 午前9時～11時、午後1時30分～3時30分

【役場以外の会場】 午前9時～11時、午後1時～3時

※会場により受付時間が異なりますのでご注意ください。

| 日程 | 受付対象者など | 会場 |
|------------------------------|------------------------------|------------------------|
| 2月 12日(水) | 上赤岩・下赤岩 | 赤岩農村センター |
| 13日(木) | 大川戸・金杉 | 緑の丘公園 レクチャーホール |
| 14日(金) | 築比地・魚沼 | 農村トレーニングセンター |
| 17日(月) 18日(火) 19日(水) | 給与所得者で 還付申告の方 | 役場第二庁舎 3階 301会議室 |
| 20日(木) | 大川戸・金杉 | |
| 21日(金) | 築比地・魚沼 | |
| 24日(月) | 松葉・田島・田島東 | |
| 25日(火) | 上赤岩・下赤岩 | |
| 26日(水) | ゆめみ野・ゆめみ野東 | |
| 27日(木) | 松伏(1番地～2500番地) | |
| 28日(金) | 松伏(2501番地～) | |
| 3月 3日(月) | 田中 | |
| 4日(火) 5日(水) 6日(木) | 事業所得(営業等・農業)、 不動産所得のある方 | |
| 7日(金) ～17日(月) (土・日を除く) | 上記以外の方 又は上記の日程で 都合の悪い方 | |

※休日受付 3月9日(日) 午前9時～11時30分
役場第二庁舎 3階301会議室

～ 注意 ～

町内の申告会場では、次の内容を含む所得税・復興特別所得税の確定申告等は受付することはできません。越谷税務署(2月12日(水)まで)又はイオンレイクタウンkaze3階「イオンホール」(2月13日(木)から)の受付となりますのでご注意ください。また、消費税・贈与税の申告も受付できません。

- ▶ 本年1月1日に松伏町にお住まいでない方の申告
- ▶ 青色申告
- ▶ 譲渡所得の申告(土地、建物等)
- ▶ 分離課税の申告(配当、株式等)
- ▶ 雑損控除
- ▶ 住宅借入金特別控除(1年目)
- ▶ 政党等寄附金等特別控除
- ▶ 海外居住の扶養控除
- ▶ 平成24年以前分の申告
- ▶ 更正の請求
- ▶ 死亡した方の申告

※町県民税申告は、町内の申告会場です。